

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適当なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。	1 契約の概要 障害者総合支援法に基づく人材育成研修事業を委託するものであり、事業実施にあたっては、国の定めた要綱に基づく、標準カリキュラムの内容以上とする。 また、国の指導者研修を修了した者が中心となり企画推進する。 2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明 人材養成研修の実施にあたっては、研修内容が現場の実情に即した内容である必要があり、県内で障がい福祉に関する事業を多角的に展開する団体への委託が効果的である。 また、研修内容が高度で専門的な支援技術を習得させるものであるため、国の指導者研修を修了した者が在籍する団体への委託が必要である。 3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明 社会福祉法人岐阜県福祉事業団は、県下全域での各種障害福祉サービスの実施を通じて現場の実情や支援技術を熟知しているとともに、国の指導者養成研修を修了した者が在籍するなど本研修を企画・実施できる体制が整備された県下唯一の団体であるため。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。